

令和6年4月24日

## 調査報告書（概要版）

池田町ハラスメント事案に関する  
第三者調査委員会

### 1 調査の概要

- (1)調査の内容…岡崎町長による告発者2名を含む職員・元職員に対するセクハラの有無
- (2)調査対象者…平成25年4月1日から令和5年10月5日までの間に池田町に勤務した経験を有する全職員
- (3)調査方法…アンケートの実施(843名)・一斉ヒアリング(庁舎内勤務の女性職員36名)・個別ヒアリング(13名)・町長に対するヒアリング・関係書類等の調査

### 2 調査の結果

- (1)アンケート 配布 843名  
回答 475名（男性110名、女性345名、不明20名）回答率56.3%

- ①セクハラ被害の有無
  - ・自身がセクハラ被害を受けた 10名（女性）
  - ・セクハラ被害を見たり聞いたりした 41名
  - ・セクハラ被害を受けたことも見聞きしたこともない 421名
- ②被害を受けたり見聞きした時期
  - ・平成21年～令和3年7、8月
- ③セクハラの態様
  - ・肩、手、髪等の身体に触れる 32名
  - ・抱きつかれる 11名
  - ・容姿、体型などについて話題にされる 10名
  - ・その他 12名
- ④セクハラの場所
  - ・町長室 29名
  - ・宿直室 8名
  - ・その他 13名
- ⑤誰に相談したか
  - ・何もしなかった 28名
  - ・同僚 4名
  - ・家族 3名
  - ・上司 2名

#### (2)一斉ヒアリング（庁舎内勤務の女性職員36名）

アンケート無回答者でセクハラ被害を受けたと答えた職員もいれば、事前情報では被害に遭っていると思われたがこれを否定する職員もいた。

#### (3)個別ヒアリング（対象者13名、うち男性4名、女性9名）

アンケート回答及び一斉ヒアリングで被害を受けたり見聞きしたと回答した職員・元職員からの聴取のほか、組織関係の聴取をした。セクハラ被害者は、入庁間もないなど若年職員に多い。

#### (4)町長に対するヒアリング

告発者Bに対して入庁前及び正職員の内示をしたときに激励の意味で握手したり肩を叩いたかもしれないこと、通りすがりや職場で職員の肩を叩くことはあったかもしれないことを述べたほかは、告発者A・Bの訴える被害を否定し、他の職員に対するセクハラ言動を一切否定した。

#### (5)特記事項

- ・町長がセクハラ被害者と示談したとの情報に接し、被害者が安心して語れるよう、町長に同意書の作成を求めたが、町長は加害の事実も示談の事実も否定し、真実発見に非協力的态度を示した。
- ・職員の中で、告発者に対する反感により、事情を知る立場にいながら回答を拒否する職員がいた。

### 3 事実認定

#### (1) 告発者A、Bに対するセクハラの有無

①告発者Aについては、訴えている事実を認定するには至らなかった。

②告発者Bについては、訴えている事実があったものと認定した。

#### (2) 調査の過程で明らかになったセクハラ被害

##### ①特に深刻な被害

・平成26年頃、4日連続してCを町長室に呼び出し、手を握る行為に始まり、衣服の上から二の腕、太股を両手で揉むように触り、陰部を触るまでエスカレートさせた。Cとは、令和5年5月に示談している。

##### ②深刻な被害

・D、E、F、Gに対するセクハラ言動…キスしようとしたりお尻を触った、抱きついた、胸・胸付近を触ったなど

##### ③その他の被害

・H、I、J、K、L、M、N、O、Pに対するセクハラ言動…腕を回して肩を掴んだり手を握った、肩を叩いた、頭をなでた、二の腕を触った、体型を話題にしたなど

### 4 関係者の処分に関する意見

#### (1) 町長は、辞職相当である。

池田町の懲戒処分の指針に照らすと、懲戒処分としては免職が相当と考えられる事案であるほか、町長に、言動を内省し改善する態度が見受けられない。

#### (2) 町長以外の職員は処分を要しない。

幹部職員について、町長によるセクハラを認識しながら、何らの対応をとらなかつた等の状況は確認できず、仮に認識したとしても自治体の長である町長自身の行為の責任を幹部職員に負わせることは適切ではない。

### 5 町長によるセクハラの原因・背景

#### (1) 町長のセクハラに対する認識・対応に問題があった。

(2) 町長が人事権を掌握し強い影響力を持つという権力構造により被害の潜在化、長期化を招いた。

#### (3) ハラスメントに関する研修が不十分であった。

(4) 総務部総務課、池田町職員労働組合及び揖斐広域連合公平委員会は、ハラスメント相談窓口として機能していなかった。

### 6 再発防止のための具体的提言

#### (1) 研修を充実させること

①町長、副町長及び管理職に対する雇用管理上講すべき措置についての研修

②全職員を対象とするハラスメント研修

#### (2) ガバナンスの強化

①人事制度を町長の独断に任せず、副町長、部長級の幹部職員など複数の職員を関与させて、人事制度の客観化を図る。

②相談窓口としての信用性・実効性を持たせるために、外部相談窓口を設置することが望ましい。

③町長を含む職員間で二人きりの密室状態にならないよう、ドアを開放するなどの措置をしたり、宿直制度の外部委託を検討するなど、ハラスメント防止のための環境整備を図ることが望ましい。

④町長を含む特別職職員や議員を行為者に含めたハラスメント防止条例を制定することもガバナンスを強化する再発防止策の一つである。

(3) 定期的に再発防止策の実施状況を検証し、見直し・改善を図ることが不可欠である。  
以上